

### Ⅲ 県有資産の有効活用と適正な管理

#### 1 基本的な考え方

県有資産については、行政改革会議の報告を踏まえた、次の4つの基本的な考え方に基づき、さらなる有効活用、売却促進などに取り組む。

- ① **保有総量のコンパクト化**  
低利用施設の集約化など効率的な利用を推進するとともに、全ての施設の必要性を厳格に見直し、それに伴い未利用となった財産については積極的に売却を行う。
- ② **県有資産の有効活用**  
民間事業者への土地の貸付け等、売却以外の手法を取り入れ、有効活用に取り組む。
- ③ **公共施設等の長寿命化・活性化対策の推進**  
対症療法的な措置から予防保全的な措置により、施設の長寿命化・活性化を図り、年度ごとの修繕費用の平準化等に取り組む。
- ④ **財政健全化への寄与**  
公正かつ透明な手続による未利用財産の売却を促進するとともに、県全体で管理経費の削減と計画的な更新に努め、県債発行の抑制など財政健全化に寄与する。

#### 2 平成27年度の主な実施内容

- <主なポイント>
- 1 県有未利用地の売却及び有効活用を推進（新たな太陽光発電所の建設、自動販売機設置事業者の公募による貸付け、庁舎空きスペースの活用など）
  - 2 公共施設等総合管理計画を平成27年度に策定予定
  - 3 平成26年度末までに策定予定の水門などの河川管理施設、岸壁・防波堤等の港湾施設に引き続き、平成27年度にダム（ゲート設備）についても「長寿命化修繕計画」を策定予定  
※橋梁、都市公園、流域下水道（処理施設）は策定済み

##### (1) 県有未利用地の売却促進

これまで、将来的に有効活用を図る見込みがないと判断した土地について、一般競争入札などによる売却を実施している。（平成11年度から平成26年度までの売却実績：89件、約76億円の売却収入）

簡素で効率的な行政をめざすとともに、自主財源の確保の観点から、経済情勢や地価動向も踏まえ、今後とも県有未利用地の売却促進に努めていく。

##### 【参考 これまでの売却状況】

年 度	売却件数	売却金額
平成11年度～平成25年度	87	6,778,633千円
平成26年度（見込み）	2	802,758千円
合 計	89	7,581,391千円

## (2) 県有資産の有効活用

県有未利用地については、一般競争入札による売却処分を基本としつつ、事業用定期借地権設定による土地の貸付けなど幅広い手法により、県有財産の有効活用を図る。

### ① 太陽光発電等

県有未利用地でメガソーラー事業の可能性のあるものや事業用定期借地権設定による貸付けの要望があるものなど、活用の見込みがあるものについて土地を貸し付ける。また、休止中の浄水場を活用した「神通川浄水場太陽光発電所」の運転開始（平成26年3月）に加え、富山新港臨海工業用地の石炭灰処分場における埋立地（県有地）の一部を活用して、新たに「富山新港太陽光発電所（仮称、平成27年度内運転開始予定）」の建設に着手している。

#### 【参考 メガソーラー事業者への貸付実績】

所在地	面積(m <sup>2</sup> )	発電出力規模	年間貸付料	貸付期間 (20年間)	運転開始
富山市舟倉地区	約204,000	6,000kW	10,200千円	H25.10.1～H45.9.30	H27.2
富山市高島地区	約33,850	1,600kW	5,243千円	H25.7.16～H45.7.15	H25.12
射水市海竜町地区	約52,000	2,999kW	21,840千円	H25.7.1～H45.6.30	H26.4
計3件	約289,850				

#### 【参考 事業用定期借地権による貸付実績】

所在地	面積(m <sup>2</sup> )	用途	貸付期間
射水市池多・黒河地内 JET 駐車場跡地の一部	約63,000	コールセンター用地	H26.5.1～H56.4.30

#### 【参考 神通川浄水場太陽光発電所の概要】

所在地	面積(m <sup>2</sup> )	発電出力規模	運転開始	売電収入見込 (税抜)
富山市松木 神通川浄水場敷地内	約29,000	1,750kW	H26.3	・82,199千円/年(H27) ・20年間で15.8億円

#### 【参考 富山新港太陽光発電所(仮称)の概要】

所在地	面積(m <sup>2</sup> )	発電出力規模	運転開始	売電収入見込 (税抜)
富山新港 臨海工業用地内	約69,000	4,000kW	H28.3 (予定)	・155,188千円/年(H28) ・20年間で29.6億円

## ② 自動販売機設置事業者の公募

平成23年度に公募による貸付けをモデル実施した結果を踏まえ、平成24年度から平成26年度において、公募対象を本庁舎（8台）、出先機関（38台）、県立学校（70台）及び警察本部（31台）の自動販売機に拡大して実施したところ、貸付料は年間約69,324千円となった。

平成27年度には、さらに公募対象を拡大し、新たに10台（出先機関7台、警察本部3台）において公募を実施し、さらなる収入の増加を図る。

なお、平成27年度から独立行政法人となる県立大学においても新たに13台公募を実施する。

### 【参考 自動販売機公募貸付実績】

実施時期	台数	年間貸付料	貸付期間（3年間）	備考
H24	56	25,012千円	H24.4.1～H27.3.31	知事部局11、教委42、警察3
H25	59	29,376千円	H25.4.1～H28.3.31	知事部局17、教委14、警察28
H26	32	14,936千円	H26.4.1～H29.3.31	知事部局18、教委14、警察0
合計	147	69,324千円		

## ③ 庁舎空きスペースの活用

総合庁舎（魚津・砺波）の空きスペースについては、その有効活用を図るため、平成21年度から借受希望者の公募により民間事業者等に貸付けを行っている。平成26年度は新たに1者に貸し付けたところであり、平成27年度にはさらに1者を加え、計3者に貸付けを行う。

また、本庁舎の空きスペースの活用策として、庁舎壁面等を活用した企業広告の募集について、平成27年度より試行的に実施する。

### 【参考 総合庁舎空きスペース貸付実績】

区分	貸付面積	貸付期間	貸付先	貸付料年額	備考
魚津総合庁舎	17.00 m <sup>2</sup>	H26.4.1～H29.3.31	社会福祉法人	122千円	
	53.24 m <sup>2</sup>	H27.4.1～H30.3.31	社会福祉法人	355千円	
砺波総合庁舎	155.38 m <sup>2</sup>	H27.4.1～H30.3.31	社会福祉法人	1,246千円	H21年度から貸付※

※貸付期間（3年間）の満了毎に公募を行ったうえで貸付決定している。

## (3) 企業局住吉町職員住宅の廃止

住吉町職員住宅については、福利厚生や人材の確保等のため整備したが、建築後50年余りが経過し老朽化が進み、入居率も減少するなど、職員住宅としての役割が低下していることから、平成27年秋を目途に廃止する。

#### (4) 公共施設等総合管理計画の策定等

公共施設・公共インフラの老朽化対策が課題となっている一方、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化することが予想されており、厳しい財政状況が続く中で、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっている。

平成26年4月には、国から全ての地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画」の策定依頼があり、本県でも保有する建物等の現況調査を行っており、平成27年度中に計画を策定し、今後、長期的な視点をもって公共施設等の管理を計画的に行うこととしている。

計画の策定に当たっては、長寿命化と維持管理費の低減を想定した施設的设计・管理、既存施設の有効活用の手法、総量縮減などの視点のほか、単なるコストの削減や施設の廃止のみならず、公共施設等を「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化、公共施設等の計画的な改廃の手法、国や市町村とも連携した公共施設等の複合化・多機能化など、社会的な利益の最適化の考え方についても検討していく。

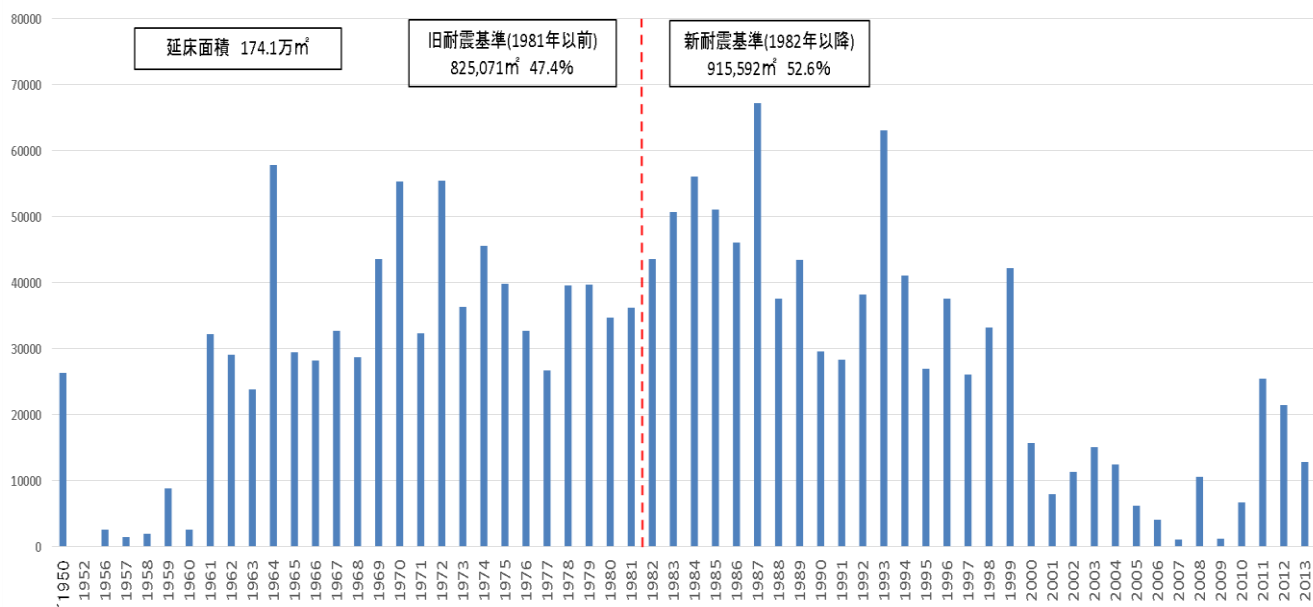
##### ① 公共施設(建物)の保有状況(平成25年度末時点、※企業局、中央病院を除く)

本県が保有する建物は平成25年度末時点で約174万㎡であり、分類別に見ると「学校教育施設」が46.8%と最も多く、次いで「庁舎等」12.4%、「県営住宅」が10.7%となっている。

##### 【建物延床面積の施設類型別の内訳】

施設類型	延床面積 (㎡)	比率
学校教育施設	813,824	46.8%
庁舎等	215,757	12.4%
県営住宅	185,453	10.7%
警察・消防施設	161,095	9.3%
スポーツ・レクリエーション 文化・社会教育施設	147,548	8.4%
試験研究機関	81,259	4.7%
公園	68,169	3.9%
保健・福祉・医療 子育て支援施設	42,664	2.4%
その他	24,894	1.4%
総計	1,740,663	100%

### 【年度別の建物の整備状況】



### ② 公共インフラ関係施設の状況

平成26年度時点で県が保有する主要な公共インフラ施設は下記のとおりであり、今後、これらの施設も含めた公共施設等総合管理計画を策定することとしている。

### 【公共インフラ関係施設の保有状況】

種別	状況
道路	286 路線 2,459 km
橋りょう	橋長 2m~15m 未満 2,279 橋 橋長 15m 以上 811 橋
トンネル	51 本
河川関係	河川堤防 1,481 km 河川管理施設 21 基
ダム関係	土木部所管 16 ダム 農林水産部所管 5 ダム
海岸	海岸堤防 59 km
港湾施設	岸壁 52 施設 防波堤等 109 施設 その他 379 施設
砂防	砂防堰堤 1,072 基
上水道 工業用水道	水道・工業用水道管 167 km
下水道	幹線管渠 189 km 2 浄化センター
都市公園	9 公園 258.2ha
林道関係	林道 13 路線 108 km トンネル 12 本 橋長 4m~15m 未満 16 橋 橋長 15m 以上 26 橋
治山	約 16,000 件
漁港	約 600 件
空港関係	滑走路 2,000m

## (5) 公共施設等の長寿命化・活性化対策の推進

公共施設等総合管理計画の策定の取り組みに加え、個々の公共施設等についても戦略的な維持管理・更新等を推進していく。

### ① 公共土木施設

対症療法的な措置から予防保全的な措置に転換することにより、施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減とともに、年度ごとの修繕費用の平準化を図ることを目的に、長寿命化修繕計画の策定に取り組んでおり、これまで橋梁（平成23年2月）や都市公園（平成25年9月）、流域下水道の処理施設（機械・電気設備）（平成26年9月）の計画を策定した。また、平成26年度末までには、水門などの河川管理施設、岸壁・防波堤等の港湾施設の計画を策定する予定である。

さらに平成27年度にダム（ゲート設備）の計画策定や橋梁の計画見直しを行っていく。

#### 【参考：公共土木施設の長寿命化対策の効果試算（※策定済の計画から抜粋）】

○橋梁長寿命化修繕計画〔橋長15m以上の計画、H23.2策定〕

今後50年間の修繕費用 約864億円

→ 長寿命化対策後 約659億円、50年間で約205億円のコスト縮減効果

○都市公園長寿命化（更新・補修）計画〔H25.9策定〕

単年度当たりの更新費等 約13.6億円

→ 長寿命化対策後 約13.0億円、10年間で約6億円のコスト縮減効果

○小矢部川・神通川左岸流域下水道 機械・電気設備長寿命化計画〔H26.9策定〕

今後20年間の更新費等 約570億円

→ 長寿命化対策後 約450億円、20年間で約120億円のコスト縮減効果

### ② 農林水産関係のインフラ施設

農林水産関係施設においては、施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図るため、基幹的農業水利施設（平成18～21年度）及び県営漁港（平成23年3月）の機能保全計画を策定し長寿命化対策を実施している。

#### 【参考：農林水産関係施設の長寿命化対策の効果試算】

○農業水利施設機能保全計画〔H18～21策定〕

今後40年間の更新費用 約366億円

→ 長寿命化対策後 約114億円、40年間で約252億円のコスト縮減効果

※H19年度以降（H27年度事業採択予定地区含む）に長寿命化対策を実施または実施予定の路線43.7kmに係る試算

○漁港施設機能保全計画（県営5漁港）〔H23.3策定〕

今後50年間の更新費用 約75億円

→ 長寿命化対策後 約16億円、50年間で約59億円のコスト縮減効果

### ③ 文化施設

県内には、開館から長い年月を経て老朽化した文化施設が多く、耐震性が不十分な施設や防災の観点から早急な改修が必要な設備があることから、老朽化・活性化対策のため、県立文化施設耐震化・整備充実検討委員会の報告（平成26年1月）を踏まえ、以下のとおり取り組む。

#### ア 県民会館

本県の顔として、また、本県の文化活動の中核拠点として、耐震化・機能充実のための改修を実施し、平成27年3月にリニューアルオープン予定。

#### イ 近代美術館

耐震性や消火設備等に課題があることから、同委員会の「新富山県立近代美術館（仮称）最終報告」を踏まえ、平成25年度に策定した県の基本計画に沿って富岩運河環水公園に 移転新築するべく、整備を進めている。また、現建物については、今後、必要なコストも念頭に置きながら、そのあり方について引き続き検討していく。

#### ウ その他の県立文化施設

高岡文化ホール、新川文化ホールなどその他の県立文化施設については、必要な整備を計画的に進め、ライフサイクルコストを考慮した長寿命化を図っていく。

### ④ スポーツ施設等の整備・改修

本県のスポーツ施設については、2000年とやま国体の開催に向け整備が進んだこともあり、整備率は全国トップクラスだが、建設から30年以上経過し、老朽化が進んでいるものもあることから、これらの施設を整備改修し、有効に活用していくことが必要である。

このため、平成25年12月にスポーツ施設を所管する部局等からなる庁内プロジェクトチームにおいて、指定管理者への現状調査や施設利用団体へのアンケート調査等を実施するなど、計画的な整備・改修について、検討を行っている。

平成26年度には、緊急度や利用者からの要望等を踏まえ、県営富山野球場（外壁補修、内装改修、両翼拡張等）、総合運動公園（屋内グラウンドの人工芝化）、総合体育センター（50m温水プールのスタート台を国際ルールに合致したものに更新）、富山弓道場（耐震工事）などの施設について整備・改修を行った。

今後とも、元氣とやまスポーツ振興会議におけるスポーツ施設の改修・充実に係る意見等を踏まえ、優先度の高いものから計画的に必要な改修・修繕を行い、スポーツ施設の機能の維持・充実に努めていく。

### ⑤ その他（改修予定の建物）

この他、平成27年度の改修予定の建物については、県立学校の耐震改修工事、天井崩落対策等やこどもみらい館の屋上防水改修工事等を実施することとしている。

## IV 公の施設等の管理運営の見直し

### 1 基本的な考え方

公の施設については、引き続き、指定管理者制度を活用した利便性の向上、施設の廃止の検討、規模・機能等の見直しなどに取り組む。

### 2 平成27年度の主な実施内容

#### <主なポイント>

1 指定管理者制度導入施設においては、より客観性・中立性を確保した評価を行い、施設運営の改善及び県民サービスのさらなる向上を図るため、新たに第三者評価を実施

(平成27年4月現在：62施設、管理経費の節減：制度導入前に比べ約△18.8億円)

2 県立大学は、平成27年4月に公立大学法人化

3 県営渡船は、平成26年度からの運航見直しに伴う乗船状況等を見極めて見直し

4 保育専門学院は、併設の附属保育所と併せて平成28年3月末で閉院

#### (1) 指定管理者制度

##### ① 指定管理者制度の活用状況

平成26年度末で指定期間が満了となる8施設について、改めて指定管理者の選定を行った。このうち、新たに富岩運河環水公園において、平成27年度から利用料金制を導入する。

指定管理者制度導入施設は、平成27年4月1日現在で62施設であり、平成27年度の管理経費は、制度導入前の予算額と比較して、全体で約18.8億円(19.3%)の削減となる。

##### ② 第三者評価の実施

客観性・中立性を確保した評価を行い、施設運営の改善及び県民サービスのさらなる向上を図るため、外部有識者等による第三者評価を平成27年度から実施する。

円滑で効果的な運用に向けた課題の改善等を行うため、5年の指定期間の3年目を迎えた施設のうち、利用者数の多い3施設(国際健康プラザ、中央植物園、県民公園太閤山ランド)において平成26年度に行った試行結果も踏まえ、次のとおり実施する。



<主なポイント>

- ・指定期間が5年の施設を対象に、中間年である3年目に実施する。
- ・評価にあたっては、外部有識者で構成する（県職員は委員から除く）指定管理者評価委員会を設置する。
- ・総合評価（S、A、B、Cの4段階）を実施し、その結果を県HPで公表する。
- ・評価結果は、次期選定時の審査で加点又は減点対象となるものではなく、指定管理候補者選定委員会において、客観的な結果として参考提示できるものとする。
- ・管理状況に課題がある場合には、必要に応じて、随時第三者評価を実施できる。

③ 指定管理者制度導入施設における県民サービス向上のための新たな取組み

ア 供用日の拡大や供用時間の延長

- ・「立山自然保護センター」において、11月に室堂を訪れる方々により楽しんでいただくために、冬期間の開館期間を10日延長し、開館日を4月16日～11月15日とする。
- ・「富岩運河環水公園」において、週末の夜のライトアップ時間を延長し、魅力を更に高める。

イ サービス内容の充実

- ・「高志の国文学館」及び「近代美術館」のミュージアムショップにおいて、クレジットカード決済を導入する。
- ・「県民公園自然博物館」において、展示館近くに子供向けの小型遊具を設置する。
- ・「立山荘」において、インターネットによる宿泊予約を開始する。

ウ イベントの開催等

- ・「高志の国文学館」において、「県民会館」と連携し、越中万葉歌碑マップを活用した松川べり散策をPRする。
- ・「中央植物園」において、北陸新幹線開業に合わせた富山の桜の名所の紹介や全国豊かな海づくり大会（富山大会）に関連した水草展などの企画展を開催するとともに、高山植物室をリニューアルして展示内容を充実させる（高山植物に加えて絶滅危惧植物を展示）。

④ 平成27年度の予定

平成27年度末をもって指定期間が満了する1施設について、指定管理者を公募する予定

また、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターは、平成26年度中に指定管理者を公募し、平成28年1月に開院する予定

## (2) 富山県立大学の公立大学法人化

平成27年4月から、富山県立大学の設置主体を県から新たに設立する「公立大学法人富山県立大学」に移行する。

公立大学法人化により、これまで以上に、社会情勢の変化や地域ニーズに柔軟かつ機動的に対応できる大学運営が可能となる。

## (3) 県営渡船の運営見直し

新湊大橋開通に伴い、平成26年度から高齢者等や朝夕の通学・通勤者の利用に配慮しつつ、朝及び夜などの渡船運航の見直し及び夜間の渡船代行車両の拡充を実施したところである。

今後は、今回の見直しに伴う渡船の乗船状況等を見極めながら地元等と継続的に協議を行い、富山県行政改革委員会の平成22年度報告に沿った取組みを進めていく。

【参考 富山県行政改革委員会 平成22年度報告】

新湊大橋が完成し現在の渡船の代替交通手段が確保されれば、渡船を廃止する方向で、市や地元関係者と協議する。

## (4) 引船業務の見直し

今後、伏木富山港に入港する貨物船等の大型化に備えて、県で保有する引船の老朽化対策等も含めた引船業務のあり方を検討するとともに、富山県行政改革委員会の平成22年度報告に沿った取組みを進めていく。

【参考 富山県行政改革委員会 平成22年度報告】

引船業務の民間による運営を目指し、早急に条件整備を図る。

## (5) 富山駐車場の見直し

富山駐車場については、市街地における交通施策の一環として整備したが、開設から38年が経過し老朽化が進んでいることから平成27年秋をもって一旦休止し、平面駐車場として整備のうえ、平成28年春を目途に隣接する県の新桜町駐車場と一体的に運営する。

今後とも、富山県行政改革推進会議の第一次提言を踏まえ、新幹線開業後のまちづくりへの活用などを見据えつつ、引き続きあり方を検討していく。

【参考 富山県行政改革推進会議 第一次提言（平成18年1月）】

〈廃止を検討すべき施設〉

- ・駐車場経営は、民間主導でサービス提供を行うことが適切な分野である。
- ・事業収支は黒字であり、廃止時期は需給動向を踏まえ決定する必要がある。

## (6) 保育専門学院の閉院

保育専門学院については、富山県行政改革推進会議の第一次提言を踏まえ、今後のあり方について検討してきたが、

- ・保育士資格しか取得できず、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度において求められる保育教諭の確保に対応できないこと
- ・校舎の老朽化が進んでいること
- ・近年の入学者数は定員60人を大きく下回っている状況にあること

から、現在在籍中の学院生が全て卒業する平成28年3月末をもって、併設の附属保育所と併せて、閉院することとした。

【参考 富山県行政改革推進会議 第一次提言（平成18年1月）】

（規模・機能等を検討すべき施設）

- ・私立養成校が成長してきている中、その先導的役割は低下してきており、県が運営する意義が乏しくなっている。
- ・築後33年と施設が老朽化している。
- ・県内の保育士需給は当面逼迫している状況にあるが、今後、県内の他の養成校の保育士の供給増により緩和される見込みであり、需給状況に応じて定員の縮小を図るべきである。

## (7) 赤坂会館の見直し

赤坂会館については、平成25年度包括外部監査において、抜本的な施策を検討する必要があると指摘されており、周辺一帯の再開発計画の動向も踏まえながら、今後のあり方について幅広く検討する。

## (8) (一財) 富山産業展示館の機能充実

(一財) 富山産業展示館については、多機能型展示場の増築に着手し、施設の機能充実に努めることとしている。

## (9) 首都圏情報発信拠点（アンテナショップ）の機能充実

首都圏の情報発信拠点については、平成26年度に設置した「首都圏情報発信拠点に関する有識者会議」の議論や民間会社による基礎調査結果を踏まえながら、新規開設を前提に、引き続き立地条件等に適した物件情報の収集に努めるとともに、条件に合致する物件には、速やかに対応できるよう準備を進める。

## V 県民協働、公民連携の推進

### 1 基本的な考え方

人口減少と少子高齢化の進展に加え、依然として厳しい財政環境が続く中、限られた人員と財源で公共サービスを維持しながら経費を減少していくことが求められている。多様化する県民ニーズに対応した公共サービスを効率的、効果的に提供していくためには、国、県、市町村、住民などの役割分担を見直すとともに、ボランティア、NPO、企業等の多様な担い手による公共サービスの提供も必要となっている。

自治体の構成員である県民は、公共サービスの受け手であると同時に、場合によっては公共サービスの供給主体となるなど、公共サービスの提供に具体的に関わっていくことが望まれる。

このため、ボランティア、NPO等との協働事業の実施や民間委託の拡大など、県民協働、公民連携をより一層推進していく。

また、市町村間の水平補完では対応できず県による垂直補完が必要となる地域や分野において、どのような形での公共サービスの提供が可能なのか、住民自身が一定程度公共的な仕事を担うコミュニティビジネスとして成り立たせるにはどのような仕組みが必要か、そのうえで県の果たすべき役割は何か、などの視点での検討を進めていく。

### 2 平成27年度の主な実施内容

#### <主なポイント>

- 1 多様な担い手による公共サービス提供のための協働事業の推進
- 2 人口減少の進展、ライフスタイルや価値観の多様化への対応、ボランティア、NPO等の自立を含めた育成支援
- 3 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みの推進

#### (1) 県民協働の推進

※ 県民協働：住民、企業と行政が協力して互いの利点・特性を活かし、質の高いサービスを効率的に提供

##### ① NPO、企業等との協働

地域ニーズにきめ細かく対応できるNPOの特徴を活かし、これまで、まちづくり、文化、福祉など様々な分野での協働、支援を行ってきたところである。特に、平成26年度においては、新幹線開業に向けて、NPOと県や企業が協働で行う地域の魅力の創造・発信や新幹線開業機運の醸成を図る取組み、イベントや賑わいづくりを実施する取組みに支援するなど、NPO等との協働事業を推進した。

平成27年度においては、事業を通じて把握したNPOや企業の意向を踏まえて、今後も継続して協働を行うためのコーディネート、マッチング会の開催や、都市との交流による農山漁村地域の再生・活性化を支援する事業など、引き続き協働事業を推進する。

### <NPO、企業等との協働の取組み例>

#### ○ケアネット活動

- ・ひとり暮らし高齢者、子育てに不安を持っている世帯など、支援を必要とする方々に、地域の方々が見守り、除雪、買い物代行などのサービスを提供する活動を推進

#### ○ふるさと川応援団支援事業

- ・川での各種体験活動を支援することにより、地域の川への愛着を育むとともに、住民参加型の河川管理を推進

#### ○新幹線開業県民協働事業

- ・新幹線開業に向けてNPO等と県や企業が協働して行う事業を支援

#### ○NPOと企業との協働促進事業（H27 新規）

- ・NPOと企業の協働の促進を目指し、両者が協働について学ぶとともに、マッチング会の開催、マッチングした事業への助成、実績発表会の開催等を行う

#### ○都市農山漁村地域共創事業（H27 新規）

- ・都市との交流による農山漁村地域の活性化の取組みを支援

## ② ボランティア、NPO等の育成支援、普及啓発

様々な分野でボランティアやNPO等による自主的な活動が活発に行われており、地域づくりや公共サービスの新たな担い手として期待が高まっている。

今後とも多様な主体が、県民協働を含めた視点からそれぞれの利点・特性を活かして、過疎地域や中山間地域、財政力の弱い地域などにおけるサービス提供や、県民の多様なニーズに細かく応えるサービスの提供など、人口減少の進展、ライフスタイルや価値観の多様化への取組みが実施されるよう、ボランティアやNPO等の自立を含めた育成をはじめ、適切な支援を行う。

また、ボランティア、NPO等の活動を広く紹介する機会を設け、ボランティア活動への参加やNPO等との協働の取組み、支援の必要性等を広く普及啓発する。

### <ボランティア、NPO等の育成支援の取組み例>

#### ○NPO法人設立支援、NPOマネジメントサポート事業

- ・NPO等への寄付の促進と組織運営力の向上を図る各種講座や相談会を開催し、活動基盤の強化を図るとともに、要望に応じ、税理士、会計士、中小企業診断士等の専門家の派遣を行う

### <普及啓発の取組み例>

#### ○富山県民ボランティア・NPO大会

- ・ボランティア、NPOの活動を広く紹介することにより、ボランティア活動への参加、NPOとの協働の取組み及び支援の必要性を啓発する

### ③ 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みの推進

団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想される中、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心となって、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を構築する必要がある。

このため、県においても地域の自主性や主体性に基づいて、医療・介護関係者、地域住民、ボランティアやNPO、民間事業者、行政等がそれぞれの利点、特性を活かして協働し、連携した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを推進する。

平成27年度においては、地域包括ケアシステム構築の機運醸成を加速するとともに、地域包括ケアへの多様な主体の参加促進を図るため、県民意識の向上と普及啓発等に取り組む。

## (2) 公民連携の推進

※ 公民連携：民間の資金や知恵、ノウハウの活用による公共サービスの提供

### ① 民間委託等の拡大

これまで県が実施してきた認知症対応型サービス事業開設者研修などの研修を委託して実施するなど、民間等のノウハウの活用による事務の効率化や経費の節減に努めている。

今後も、事務の効率化のため職員の人件費コストも勘案しながら委託事務を改善するとともに、新たな分野・業務への拡大を図るなど民間委託等を進めていく。

### ② 県民目線でのニーズの取り込み

民間事業者等の創意と工夫を反映させることにより、民間が担う分野を拡大するとともに、サービスの質の維持向上及び経費節減を図ることを目的として、平成21年度から民間提案制度を導入し、モデル事業を実施している。これまで債権回収をはじめ試験業務、秘書業務等において提案を受け、委託業務の範囲を拡大してきた。引き続き、担い手となる民間事業者等の創意工夫による民間提案制度を推進する。

### ③ 民間企業、各種団体等との協定

県産品を活用したオリジナル商品の開発・販売、観光情報の提供、災害対策など、地域の活性化と県民サービスの向上に資するため、包括協定や個別協定の締結により民間企業、各種団体等との連携に努めている。引き続き、災害時の協力体制の整備など公民連携を推進する。

#### ④ P F I ガイドラインの改訂

P F I について、国では、「PPP／P F I の抜本改革に向けたアクションプラン」(平成25年6月)を策定するとともに、実施手続きの一部簡素化等ガイドラインを改訂し、P F I 事業を積極的に活用するとしている。このため、本県においても必要なガイドラインの見直しを行いP F I 事業の活用の可能性について引き続き研究していく。